

運転免許証を更新される普通自動車免許（第1種免許）をお持ちの方へ

道路交通法の一部を改正する法律が、平成29年3月12日に施行されることに伴い、施行日以降に運転免許証の更新をすると、更新後の運転免許の種別は、

「準中型」

と表記されます。

また、免許の条件として、

「準中型で運転できる準中型車は準中型（5t）に限る」

と記載されます。※1

3月10日までに更新すると、更新後の免許種別は現在と同じ、「普通」と表記されます。※2

表記が異なっても、運転できる自動車等に変更はありません。

※1 普通自動車免許（第1種）以外の免許種別を持っている人や、他に条件が付されている人は記載が異なる場合があります。

※2 免許証を後日交付の手続で更新した場合、3月10日以前に手続をしても、免許証作成日の関係で「準中型」と表記される場合があります。